

## 川越市議会議員政治倫理条例施行規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、川越市議会議員政治倫理条例（令和5年条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (宣誓書の提出)

第2条 条例第4条の宣誓書は、宣誓書（様式第1号）とする。

### (兼業等の報告)

第3条 条例第6条第1項の兼業報告書は、兼業報告書（様式第2号）とし、同条第2項の兼業変更報告書は、兼業変更報告書（様式第3号）とする。

### (審査の請求の手續)

第4条 条例第9条第1項の規定による審査の請求は、審査請求書（様式第4号）により行うものとする。

2 審査の請求をする市民の代表者は、審査請求署名簿（様式第5号）に条例第9条第1項に規定する政治倫理基準等に関する規定に違反する事実があることを証する書類を添えて、同項第1号に規定する選挙権を有する者に対し、署名又は記名押印を求めなければならない。

### (審査請求書等の審査)

第5条 議長は、条例第9条第1項に規定する代表者（以下「審査請求代表者という。）から審査請求書の提出があったときは、当該審査請求書及び添付された書類（次項及び第三項において「審査請求書等」という。）を審査するとともに、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求署名簿に署名をした者が選挙人名簿に登録されていることの確認を求めるものとする。

2 議長は、前項の規定による審査及び確認の結果、審査請求書等に形式上の不備があると認めるときは、審査請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を命ずるものとする。

3 議長は、第1項の規定による審査及び確認の結果、審査請求の要件を満たしていると認めるときは、審査請求書等を受領し、速やかに条例第10条に規定する川越市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に審査を付託するものとする。

### (審査請求の却下)

第6条 議長は、前条第1項の規定による審査及び確認の結果、要件を満たしていないと認めるとき、又は審査請求代表者が前条第2項の規定による補正の命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。

2 議長は、前項の規定により審査の請求を却下したときは、審査請求代表者に対し、審査請求却下通知書（様式第6号）により通知しなければならない。

(審査会の委員長等)

第7条 審査会に委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第8条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査会の調査事項)

第9条 条例第11条第2項に規定する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 条例第5条第1項、第7条又は第8条の規定に違反する事実があることを証する書類に関する書面審査

二 審査の対象とされた議員(第11条において「審査対象議員」という。)に対する政治倫理基準に違反する事実に係る事情聴取

三 審査請求代表者その他の関係人に対する審査に係る必要な資料の請求及び事情聴取

四 前三号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(審査結果の報告)

第10条 条例第12条第1項の規定による審査の結果の報告は、審査結果報告書(様式第7号)により行うものとする。

(審査結果の通知)

第11条 条例第13条の規定による審査の結果の通知は、審査請求代表者に対しては審査結果通知書(様式第8号)により、審査対象議員に対しては審査結果等通知書(様式第9号)により行うものとする。

(意見書の提出)

第12条 条例第14条第1項に規定する意見書の提出は、意見書(様式第10号)により行うものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、令和5年5月2日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

宣 誓 書

私は、川越市議会議員政治倫理条例を遵守し、川越市民の代表者として、市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の運営のため、誠実かつ公正にその職務を行うことを誓います。

年 月 日

川越市議会議長

様

川越市議会議員

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

川越市議会議長 様

川越市議会議員

兼 業 報 告 書

川越市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

○自営業又は本人が役職等についている法人・団体等

| 団体等の名称 | 所在地 | 役職 | 備考 |
|--------|-----|----|----|
|        |     |    |    |
|        |     |    |    |
|        |     |    |    |
|        |     |    |    |

※自営業の場合は、団体等の名称欄にその職業名を記入してください。

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

川越市議会議長

様

川越市議会議員

兼 業 変 更 報 告 書

川越市議会議員政治倫理条例第6条第2項の規定により、下記のとおり提出します。

記

|       |       |     |
|-------|-------|-----|
| 変更年月日 | 年 月 日 |     |
| 変更理由  |       |     |
| 変更内容  | 変更前   | 変更後 |
|       |       |     |

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

川越市議会議長

審査請求代表者

(議員以外にあっては、審査請求代表者の住所及び氏名)

## 審 査 請 求 書

川越市議会議員政治倫理条例第9条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

### 記

- 1 審査対象議員名
- 2 政治倫理基準に違反する事実の内容  
( 該当条項 : 川越市議会議員政治倫理条例第 条第 項)
- 3 政治倫理基準に違反する事実の根拠
- 4 添付書類

様式第5号(第4条関係)

審査請求署名簿

| 番号 | 署名<br>年月日 | 住 所 | 氏 名 | 生年月日 | 印 | 備考 |
|----|-----------|-----|-----|------|---|----|
|    |           |     |     |      |   |    |
|    |           |     |     |      |   |    |
|    |           |     |     |      |   |    |
|    |           |     |     |      |   |    |
|    |           |     |     |      |   |    |
|    |           |     |     |      |   |    |
|    |           |     |     |      |   |    |
|    |           |     |     |      |   |    |
|    |           |     |     |      |   |    |
|    |           |     |     |      |   |    |
|    |           |     |     |      |   |    |
|    |           |     |     |      |   |    |
|    |           |     |     |      |   |    |
|    |           |     |     |      |   |    |
|    |           |     |     |      |   |    |
|    |           |     |     |      |   |    |
|    |           |     |     |      |   |    |

備考

- 署名簿は、住所等を記載し、自筆による署名又は記名・押印したものでなければならない。
- 心身の故障等により署名簿への署名を他人に委任する場合は、代筆者は川越市議会議員政治倫理条例第9条第1項第1号に規定する選挙権を有するものでなければならない。この場合において、委任を受けたものは、当該委任した者の氏名の下に代筆者と記載し、代筆者として自らの氏名を自署し、住所等を記載しなければならない。

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

様

川越市議会議長

審査請求却下通知書

年 月 日付けで審査の請求がありましたが、川越市議会議員政治倫理条例施行規程第6条第1項の規定に基づき、下記の理由により却下します。

記

却下理由



様式第7号(第10条関係)

年 月 日

川越市議会議長

川越市議会議員政治倫理審査会  
委員長

### 審査結果報告書

年 月 日付けで審査の付託を受けた件について、川越市議会議員政治倫理条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

#### 記

- 1 審査対象議員名
- 2 審査の結果

様式第8号(第11条関係)

年 月 日

様

川越市議会議長

審査結果通知書

年 月 日付けで審査の請求があった件について、川越市議会議員政治倫理審査会において審査をした結果は次のとおりでしたので、川越市議会議員政治倫理条例第13条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 審査対象議員名
- 2 審査の結果

様式第9号(第11条関係)

年 月 日

様

川越市議会議長

### 審査結果等通知書

年 月 日付けで審査の請求があった件について、川越市議会議員政治倫理審査会において審査をした結果は次のとおりでしたので、川越市議会議員政治倫理条例第13条の規定に基づき、次のとおり通知します。

また、同条例第14条第1項の規定により、この審査結果について意見書を提出することができますので、意見書を提出する場合は、年 月 日までに提出してください。

### 記

1 審査対象議員名

2 審査の結果

様式第10号(第14条関係)

年 月 日

川越市議会議長  
様

川越市議会議員

意見書

川越市議会議員政治倫理条例第14条第1項の規定に基づき、審査の結果について  
次のとおり意見します。

記

意見の事由